

## イタリアの図書館法—比較論的考察（総論）

宍道 勉

Tsutomu SHINJI : Library law in Italy—A comparative study—(general remarks)

### 1. 序 論

#### 1) 本稿の目的

本稿の目的はイタリアの図書館法の紹介であるが、単にその条文の日本語訳にとどまらない。場合によってはその理解のために日本の図書館法（「図書館法」「国立国会図書館法」「学校図書館法」）を概観し、いくつかの論点を比較検討するものである。

著者はこれまで図書館の本質、図書館はなぜ社会に存在するようになったかについて関心を持ってきた。そしてそれに的確な回答を与えるために「図書館人類学」の手法を利用し図書館をその文化的背景と歴史的流れの中に捉える試みをしてきた<sup>1)</sup>。本稿もその一環であると考える。現代社会に限らず、歴史を見ると社会システムにはその維持・管理のためには「法律」が存在する。国というシステムを理想の社会にする「法」が憲法とすれば、さしつけ図書館のそれは「図書館法」であろう。このように「法律」というのはその対象となる社会システムや事象が社会的に認められてから成立する宿命にある。先ずシステムありきで、その後に「法律」が成立する。ところが逆に後には法律がシステムや事象を規制する仕組みになっている。

そのような各国の図書館法を探ることには重大な

意味がある。何故なら「法律」はそれぞれの国の歴史や文化の上に立って国家理念を求めるのと同様に、図書館法もまたその国の図書館理念に根ざしていると思うからである。そこには文化、歴史、社会の進化によって図書館の本質や考え方反映されている。

ところがこれまでの図書館法に関する論説はいずれも図書館法を概括、あるいは解説、その歴史的変遷を表すものであるにすぎない。さらに我が国の図書館学の常ではあるが、諸外国の図書館法といえば、相も変わらず英米を中心とした図書館を紹介する翻訳にとどまり、一定の方針論的観点に立って総括しそれを概説するものはない、あるいは図書館関係者が手前味噌の「図書館法」を讃めあげるにとどまる<sup>2)</sup>。

本稿はこれまで触れられることの少なかったイタリアの図書館に関する法律を取り上げてその国にある図書館思想を考えるものである。

（注：なお今回紹介するイタリアの図書館法の原文は様々なサイトから入手できるが、著者は〔<http://www.librari.beniculturali.it/struttura/dpr417.htm>〕を利用した。既に述べたとおり法の沿革および条文はともに著者の訳による。法律用語特有の翻訳よりも図書館用語に注意し、それも日本の図書館（学）で使用されているもので表し、一般的な図書館用語とはニュアンスが異なるものについては私の

訳語を使用した。)

## 2) イタリア図書館法と日本の「図書館法」

今回対象としたイタリアの図書館法（以下「伊図法」と表す）とは正式には1995年7月5日付けイタリア共和国大統領令（Decreto del Presidente della Repubblica）第417号（同年10月5日付け「官報」に記載）により公布された「国立公共図書館規則に関わる規定」（Regolamento recante norme sulle biblioteche pubbliche statali）を指している。また時に比較する日本の現行法規「国立国会図書館法」「図書館法」「学校図書館法」（以下これらを総称して「日図法」と表す、時に必要な場合はそれぞれの法律名を使う）が国会の議決により成立した制定法、いわゆる「法律（leggeあるいはdiritto）」であるのに対し「大統領令」による「法規（regolamento）」という違いがある。しかしその違いは制定と成立手続き上の問題であり、その効力においてはいさかの差はない。それは後述する通りこの「伊図法」第1条で指定する国立図書館（50館）だけでなくイタリアの他のあらゆる図書館の規則、規定に与える影響が大で、つまり法的な拘束力のきわめて強い行為規範であり「第2条：（図書館の）役割」はそれぞれ図書館が内部規定を作成し機能することを命じていることからも明白である<sup>3)</sup>。

## 3) 法律と大統領令

通常法律の優先順序が憲法→法律→政令→省令で、いかなる法律も憲法の持つ力には及ばない。だから両院が策定し成立した「法律」である「日図法」の方が、大統領令（日本は大統領制でないので内閣が命令する政令がそれに相当する）による「伊図法」よりも上位にあるかに見える。ところが日本の公立図書館を対象・目的とした「図書館法」はその条文の中に法的拘束力を示すものがほとんどない。唯一ともいえる第17条「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならない」が皮肉なことに予算の少ない図書館の足

かせとなっている。法律でありながら行為規範とはいえない、不思議なまるで「絵に描いた餅」の感がある（もっとも「国立国会図書館法」「学校図書館法」にはやや法的拘束力はあるが）。

いずれにせよ、初めてイタリアの法制度に触れて大統領の権限の強さを改めて知った。

## 4) 法としての性格

まず「法とは何か」を考えなければならない。法とは現代民主国家においては市民が社会のバランスを保つために「守るべき」義務として、また生活の安定のために「要求すべき」権利として掲げられている。第3章で「伊図法」の沿革について述べるがここにおいて「伊図法」が憲法の「国民の権利」に則っていることが明らかとなる。また「図書館法とは何か」である。ここにおいて「伊図法」と「日図法」との違いが出ている。先に述べたとおり前者が図書館や利用者が守るべき「厳しい」義務を課している、一方後者日本の「図書館法」は公共図書館を対象として、現行では「教育・文化」の「社会教育・体育」領域に属する法規と見なされ、「学校図書館」は同じく「教育・文化」の「学校教育」に関連する法規である。また「国立国会図書館法」は「国会」に関する法律領域の中の特別法である。

法の属するところをみると日本では「政府」「行政」が図書館をすべて「教育（学校教育と社会教育という名の生涯教育）」機関と見ていくことに注目しなければならない。だから単に図書館やその設立母胎の公共団体あるいは学校長の裁量を認め、法律というよりは何だか図書館が「行政に」「望んでいる、お願いしている」権利を掲げているにすぎない。ここには法が持つ行為規範の強制力はない、法的効果の弱い（ないに等しい）きわめて不明瞭な「法律」である。

「伊図法」はイタリアの図書館が「文化環境省」（Ministero per i beni culturali ed ambientali）に属することからわかるとおり、「教育機関」というよりも「文化施設」と見ている、この違いが両国の

「図書館」のとらえ方が全くと言っていいほど異なっていることを示すものである。

### 5) 法律用語の問題

「法律」という用語も、あくまで外国語を翻訳した日本語であり、それぞれが同じようでいて背景の文化が異なるのと同程度に異なる。本稿で使用する図書館用語もイタリア語の翻訳であるが、必ずしも英米で用いられるそれとは同じではなく、むしろかなりの相違点があることを理解しなければならない。その点は論述の中で補足する。

## 2. イタリア図書館法の概要

### 1) 対象とする国立図書館

「伊図法」第1章第1条で対象とするのは「国立図書館は文化環境省 (Ministero per i beni culturali ed ambientali) に属し、地域によって分割する」と規定している。第1条でこの「法律」の直接に従うべき「国立公共図書館 (Biblioteche pubbliche statali)」として「納本制度でイタリアの出版物を収集している」ローマとフィレンツェの2つの「国立中央図書館 (Biblioteche centrale nazionale)」や国立文化財 (Monumenti nazionali) の附属図書館を含め北はピエモンテ州から地中海にある島のシチリア州やサルディーニア州の主要都市にある50の図書館を指定している。1905年2月5日のサヴォイア家マルグリータ王妃の除幕によって歴史的にイタリア最初の公共図書館となったBiblioteca nazionale universitaria (トリノ国立兼大学図書館)<sup>4)</sup>やピサのBiblioteca universitariaのように大学図書館であって市民も利用できるものも国立公共図書館としての任務を果たしている存在もある)。

### 2) 各章目次 (Indice dei titoli)

「伊図法」は以下の10章からなる。

第1章：国立公共図書館とその役割 (Le biblioteche pubbliche statali e i loro compiti)

第2章：内規 (Ordinamento interno)

第3章：開館と閉館 (Aperatura e chiusura)

第4章：大衆サービス；閲覧 (Servizi al pubblico : Lettura)

第5章：大衆サービス；出版 (Servizi al pubblico : Pubblicazioni)

第6章：大衆サービス；写本複製許可 (Servizi al pubblico : Dichiarazioni di conformita')

第7章：図書館施設の利用 (Servizi al pubblico : Uso dei locali della biblioteca)

第8章：大衆サービス；複写 (Servizi al pubblico : Riproduzioni)

第9章：大衆サービス；貸出 (Servizi al pubblico : Prestito)

第10章：暫定・決定条項(Norme transitori e finali)  
本稿では第4章までの条文について論じたい。

### 3) 「伊図法」の歴史

イタリア統一は奇しくも日本の明治維新と同じ1867年である。その2年後には現在のイタリアの図書館にとって重大な発展段階を迎えている。それは1869年11月15日付総督令第5368号で13の図書館を一般資料の保存目的とし、その他を別の特殊資料を保有することを定めている。それは直後の1873年(総督令第1482号)には廃止され、改めて1876年に最初の国立図書館の「規定 (regolamento)」が定められ「自治図書館」と附属する機関へのサービスを目的とする「図書館」に分けられ、前者に「国立 (Nazionale)」の名が付いた。それが「ローマ国立図書館」開館の年であった。その後様々な改訂を経て1967年に「旧伊図法」が成立し、1995年に現行「伊図法」が宣言されたのである<sup>5)</sup>。

日本でも現行の「日図法」が成立するまでの歴史については書かれているが、その思想的な変遷、明治以降から現在までの条文の変更が十分ではない<sup>6)</sup>。

### 3. イタリア図書館法の思想

「伊圖法」成立の経緯はその「沿革」から窺い知ることができる。これは第1章で述べたとおり「図書館」を見る国の人と考えることとなる。つまり法制定者がどれだけ図書館に関心を持ち重視しているかの目安ともいえる。

1996年9月6日付官報(*Gazzetta ufficiale*)は1995年7月5日付大統領令第417号(1)「国立公共図書館の規則に付属する規定」を次のように公布した。条文の前の序言(沿革)はこの「伊圖法」の歴史的経過と図書館の方向を示す。

(序言=preambolo)

共和国大統領は(次の各種法令に基づいて)公布する。

#### 1) 憲法第87条

1947年12月27日に制定された現行イタリア共和国憲法(*Costituzione della repubblica italiana*)はその第1条で「イタリアは労働に基盤をおく民主共和国である。……主権は人民に属する。」<sup>7)</sup>とし、この第87条〔大統領の地位・権限〕第1項「大統領は国の元首であり、国の統一を代表する。」また同条第5項「大統領は法律を審署し、法律の効力を有する命令および規則を発する」と謳っている。「伊圖法」の序言(沿革)に「大統領が共和国の元首」であることを示す第87条を挙げるのは大統領の地位・権限の強さと「伊圖法」が強い法的拘束力を有していることを国民に示したものであると同時に、国の文化行政の図書館に対するなみなみならぬ意欲を感じるのである。

#### 2) 1926年1月31日の法第100号

この法令は「伊圖法」を公布する実行権の権力を示すもので、第100号制定は1926年と古いが大統領の権限を明確にし現在も有効であることを示す意図がありそうである。米国の大統領が(代議員制による間接)国民投票で選ばれるのと異なり、イタリアは「国会議員の合同会議において国会で選挙される

(同憲法第83条)。」だから内閣や国会とは別の実行権を主張する必要があるわけである。(総理大臣の選出のようであるが、首相は別に内閣府に存在する)

この沿革は、

- 3) 1985年12月28日付共和国大統領宣言第1092号
- 4) 1986年3月14日付共和国大統領令第217号
- 5) 1988年8月23日付法第400号

と続く。この3つの「法」は同様に大統領府および両院(元老院、下院)政府活動規定に関するもの。

- 6) 1991年1月12日付法第13号

これらは執行規定の承認、法令の手続き上の問題、イタリア共和国の法律公布、大統領宣言の公布、公報を修正された法律規定の解釈規定で「伊圖法」の内容に関わるものではない。

- 7) 1992年12月14日付暫定措置令第433号と1993年1月14付法第4条修正による変更

国立博物館機能に関する緊急措置で国立図書館及び国立文書館に関する条項。

- 8) 当該「伊圖法」が1967年9月5日付共和国大統領令第1501号で公布した「旧伊圖法」の修正であることの表明

この「沿革」の中では唯一「伊圖法」の歴史的経緯を表明している。とはいって「前規定」の修正ではあるが「各図書館」が必ずしもそれに従って内部規定を変更するのではない。「前」規定の1967年9月5日共和国大統領令第1501号に従っている内部規定も多い<sup>5)</sup>。

- 9) 1993年2月22日の審議に文化環境庁国民議会図書館部委員会で述べた意見

- 10) 1994年12月15日全体会議で述べられた国務院の意見

- 11) 1995年6月9日の会議で採択された閣議の決議  
国庫大臣と協力して文化環境省に提言すること  
[図書館予算に関わること]

(以上の法令に基づき)次の規定を公布する。

「沿革」を詳しく紹介したのはイタリアの国および行政その他国民全てが図書館を重要な文化として

捉えている証しを示すためである。「伊図法」は憲法の条文まで引き出し、大統領権限を主張し、そのことで「図書館」を疎かにしていないことを言明しているのである。

「日図法」では法律そのものが第2次世界大戦以後に成立していることもあるってその「沿革」からは成立までの経緯を知ることはできない。しかし制定に当たった人々が「図書館人」だけであったためにかえって図書館の本質を見失ったような気がしてならない。だから「これ（図書館法が制定・公布された）を契機に我が国の公共図書館は旧来の古い殻を破り、新たに「動く図書館」「民衆の図書館」へと脱皮していくこととなった。これは我が国公共図書館史上画期的なことであり、公共図書館活動の新しい時代の到来を告げるものである<sup>5)</sup>。とあるが今それを読むと担当者の空回りだけが目についてならない、それは著者の見方とは大きく異なるのである。

#### 4. 法の目的

「伊図法」第1章「国立公共図書館とその役割」の第1条「国立公共図書館」ではすでに述べたとおり現在では北から南へそしてサルディーニャ島のサッサリなど主要都市とそこにある国立図書館50館を条文に指定している。州によっては国立図書館が存在しないところもある。例えばシチリアの中心都市パレルモに国立図書館がないのは腑に落ちない。1985年には46館あったとされているが、それをa) 国立図書館 b) 特殊図書館 c) 音楽図書館 d) 国立重要文化財附属図書館 e) 大学図書館に分類している例がある<sup>6)</sup>。

「伊図法」には改まって図書館の定義を示す条文はない。しかしいタリアにあっては図書館が歴史的・日常的存在であれば定義など不要であろう。それよりも重要なことは図書館の「役割」で次のように規定する。

#### 第2条 役割 (Compiti)

第1項 藏書の特殊性、利用者の類型、その図書

館が在る地域的背景に鑑み、国立図書館には次の役割を持たせる。

- a) 国や地方に応じたイタリアの出版物収集と保存
- b) 歴史的に特有な資料の保存、増加、有効利用
- c) 個々の図書館の「特殊性」、及び利用者の要求を考慮した外国出版物の受入（「」は著者記入）
- d) 所蔵資料の提供、書誌情報の提供、資料閲覧の保証

第2項 前項の役割は同様に総合的図書館サービスを実現する目的で他の図書館・機関との協力で行う。殊に大学図書館はサービスと受入の程度に応じてよりふさわしい形で大学と調整する。

「伊図法」の明白な図書館が目指す目的の表明である。特に第1項のa) b) c) はその地方独自の歴史的文化的資料、を保有することを義務付け、いずれも他の図書館とは異なるものを目指す「特殊性」という図書館本来のあり方、独自性・特色をよく表している。いずれの図書館も他の図書館とは異なること、その地方の歴史的資料で特殊的・特有であることを主張するよう求めている。

一方「日図法」の3つはいずれも第1条に図書館の定義と目的を掲げている。その一つ「国立国会図書館法」第一章は「設立及び目的」で第一条が「この法律により国立国会図書館を設立し、この法律を国立国会図書館法と称する」とあり、第二条「国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。」とある。これが「国会法」の一つであるから一般国民は国会議員の次にくる利用対象者であることが明白である。

公共図書館を主眼に置く「図書館法」は第1章「総則」（この法律の目的）で「第1条 この法律は、

社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。」また図書館の定義を明確にする第2条（第1項は）「この法律において図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。」第2項は「前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第34条の法人の設置する図書館を私立図書館という。」と定めている。ここには「伊圖法」のような「特殊性」は一つもない。

「学校図書館法」は第1条（この法律の目的）「この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。」第2条（定義）「この法律において、「学校図書館」とは、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）、中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学校部を含む。）、及び高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）（以下、学校という。）において、図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童または生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」

日本は「図書館」を「法律の対象とするために」社会システムとしてわざわざ定義したのであり、社会的に認知され定着していないから先ず政治や行政を司る人々に理解させることを目的としているかの

ごとくである。しかも「図書館」が「施設」である、という定義は正しく日本人の「図書館観」を如実に示している。さらには法的効力が弱いにもかかわらず「社会教育」「学校教育」という大義名分を掲げることで法律としての面目を保とうとしているかに見える。イタリアが図書館を「文化」と捉えている点との違いが明白である。このことは行政組織の面からも窺える、つまり日本では教育機関（システム）と捉えるから「文部科学省」の管轄にあり、科学技術も教育も、文化も何もかもひとからげである。これまで何度も見てきたとおりイタリアは図書館を「文化環境省」に属するものであり、その名称通り「文化」として捉えているのである。

## 5. 図書館資料に関する規定—財産管理と目録—

### 1) 財産管理

「伊圖法」は第2章第3条から第25条までを「内部規定（Ordinamento interno）」として設けて、ここで「国立公共図書館」に対する法的拘束力、義務を掲げるとともにそれぞれの図書館で改めて「内部規定」を定めることを要求している。ことに前半は図書館財産の管理、目録の充実を規定する。

#### 第3条 貢産の保護・管理(Tutela del patrimonio)

第1項 図書館の部屋およびそこにあるもので、資料的財産、芸術的、歴史的、学術的価値のある対象、家具及び用具は全て館長の管理のもとに置く。

#### 第4条 亡失の告知(Notidica delle sottrazioni)

第1項 直接あるいは間接にしろ図書館の財産の横領、散逸、乱れあるいは損害については即座に館長に知らせるのが職員の義務である。

第2項 資料の亡失や横領は第15条第1項条文bの専用登録簿に記録する。

イタリアでは通常定めている図書館資料の損傷・亡失だけでなく、資料でない図書館の家具や用具類の図書館物品も図書館の財産であり保護対象となり

館長の管理に置かれることを表している。しかもそれが芸術的、歴史的、学術的な価値を有することを明記しそこに重点を置いている。だから紛失の際に素早い対応で告知義務や登録簿への記載義務などを課しているのであり、資料管理にいかに敏感であるかを窺わせるものである。たびたび繰り返すが、日本ではとかく図書館を「施設」あるいはシステムで捉え、ともすれば「より新しくより大きい建物」を目指し、そこに置く家具調度品も図書館専用のデザインで、見栄えの良い新しいものを揃えようとする。その結果、年8000冊以上の紛失を公表したH市立図書館のように肝心の図書館資料の管理がおろそかになるという悲劇を招くことになる。イタリアは先ず何よりも第一に資料を、次に資料を保護する図書館施設と家具の保護管理に主眼を置いている。何故ならイタリアの図書館の建物は「図書館を目的として建てられた」建物であることは少なく（著者の知る限り現在のローマ国立中央図書館だけである）国立公共図書館、他の公共図書館（Biblioteca comunale）はその建物の元の姿・目的、例えば修道院や宮殿を改装して利用している。したがって家具・調度品も昔のままに置かれており、資料と同様にあるいはそれ以上に保護管理が求められるのである。それはまさしくイタリアの国民性が文化・歴史を大切にすることの現れといえる。ところが残念ながら日本には昔の建物をリサイクルで利用するという考えはほとんどない。ある程度の年月を経ると増築だの新築だのと、広くて新しい図書館建築だけが図書館であると、考えていると思われる。それを証明するように「日図法」にはいざれもこうした資料や財産の管理規定つまり図書館への義務を問う条文はない。

#### 第6条 交換と保管 (Cambi e depositi)

第1項 藏書の特殊性を図書館固有の機能と鑑み、図書館は文化環境省の承認を得て資料を譲渡や受入、交換や保管ができる。

第2項 図書館の所蔵を外れる資料のタイトルページの裏に、交換の場合はその資料が譲渡さ

れたことを示すとともに、譲渡した図書館の所蔵を示す経歴を消すため特別のスタンプを押さなければならない。

第3項 前項のスタンプは次の第14条の様式である。

第4項 保管のため譲り受けた資料は専用の登録簿に記録する（様式1）

第6条の交換と保管に関する規定は図書館同士が自館の持つ特殊性を考えて、他館との協力で資料を交換したり保管する義務があることを意味している。条文をよく読まないと、つい見逃してしまいそうであるが、これは図書館がそれぞれ得意な資料を持ち、それを利用する人々に供しようという第2条第1項の姿勢を具体的に示したものである。互いに図書館の蔵書数を競っている、金太郎飴型日本の図書館では考えられない。

## 2) 目 錄

### 第8条 書架目録 (Inventari topografici)

第1項 各図書館は（書架目録を）所有しなければならない。

a) 写本書架目録 (Un inventario topografico dei manoscritti)

b) 資料総合書架順目録 (書式2) は場合によつては書架順に配列したカード目録を使用しても良い。

c) 芸術、歴史、学術的に価値のある特殊資料書架順目録

d) 物品の書架順目録 (書式4)

第2項 前項の各単位ごとに必要な記述をした目録には登録日付順に増加する数字を入れなければならない。

（第3項、4項はコンピュータ目録でこれに替えてても良いという条文）

用語inventari topograficiは「場所を表す目録」という意味からして日本の図書館用語では書架目録、あるいは配架目録に相当する（写本書架目録un inventario topografico dei manoscrittiは写本を資料

として保有しない日本の図書館には存在しない) もので、蔵書点検 (いわゆるshelf-reading) のための目録を指している。通常は図書館にとって作業の便宜上不可欠な目録ではあるが、義務ではない。ところが「伊国法」ではその所有を義務づけている。こうした義務はこれまでの条文にも、そしてこの後の条文においても繰り返されるが資料を大事に保管することは図書館の役目であることを強調し、図書館がそれを遵守すべきことを述べている。「伊国法」は真の意味の行為規範である。

#### 第10条 目録 (Cataloghi)

第1項 図書館は次の目録を持たなければならぬ。

- a) 印刷あるいは別の方法で作成された資料、いずれも一定の順序に配列した著者アルファベット順総合目録
- b) 写本の著者あるいは書名アルファベット順目録。この検索手段は記述形式、必要な索引があれば8条第1項a) (著者注: 写本書架目録) で代用できる。この場合は記述形式で必要な索引を作成しなければならない。またそれについてはアルファベット順でなければならない。
- c) 雑誌のアルファベット順総合目録
- d) 現代資料のアルファベット順件名目録
- e) 現代資料の分類目録
- f) 地図帳、版画、音楽資料など一般目録に含まれない他の資料のアルファベット順目録

第2項 図書館はさらに利用者の特別な不測の要求を鑑み、インキュナビュラおよび他の分野や文庫の資料、図像学資料などの特殊目録を持つのが望ましい。

第3項 分類の記述はできればアルファベット目録に記載するのが妥当である。

第4項 サービスが全てあるいは一部にせよ自動化されている図書館は、この条項で規定する目録機能はコンピュータで補ってもいい。

#### 第11条 目録規則 (Norme di catalogazione)

文化環境省は資料目録規則を促進し承認する。そして個々の図書館の要望によっては新しい目録や手段の使用をも認める。

イタリアがこのように「目録」について多くの規定を定めているのは、図書館は一部「開架式」で、そのほとんどが「閉架式」つまり利用者が書庫への立ち入りを禁じられていることにも起因する。イタリアの図書館を訪れてまず目に付くのは受付(閲覧)カウンターの近くにあるカード目録である。もちろんコンピュータ目録も完備しているが、日本を含めた欧米の図書館がそうであるようにカード目録の充実を図っている。利用者は「目録」を参照し (consultare) なければ資料が手に入らないのである。だから第11条にあるようにコンピュータ目録の利用を認めているが「記述形式で必要な索引を作成」とあるとおり、印刷体 (カード) 目録の優位性を述べている。それに対し日本や英米の図書館はコンピュータ目録の導入以来「読むことのできる」目録を疎かにしている。ことに第1項の b) c) f) はコンピュータ目録よりもカード (冊子体) 目録の方が「検索」に優れていることは明瞭であるにも関わらずである。ただ近年イタリアの図書館界もコンピュータ化が進んでいる。ことに「伊国法」に指定されている国立公共図書館が中心となって構築したネットワークは他の「大学、公共図書館」ともスムーズに繋がっている。日本の図書館では「国会図書館」を頂点とする公共図書館ネットワークと、国立情報学研究所 (旧学術情報センター) を中心とする大学図書館間のネットワークがある。後者は横のつながりネットワークも堅固である。しかし前者には総合目録はなく、せいぜい県立図書館を中心に地方の公共図書館が縦割りで形成されるのにとどまり、全国的な横のつながりは見られない。これが図書館利用の発達進展を妨げていることに図書館自身が気づいていない。

またこれらの条文は「図書館の管理規定」であり、書誌や目録の統一性をはかる目的としている。だから図書館がこれを守り従うことは、ネット

ワークの原点となり統一性をもたらしイタリアの図書館のネットワーク形成を進んだものとしている。ところが日本では書誌や目録に関するものは「図書館の技術的規則」として別に設けているがそれは「法律」的な性格を持つものではない。法的拘束力のないいわば指針に過ぎない。つまり目録の重要性について日本の図書館法を制定する立場にあった人は誰も感じていない。また現在に至ってもそれは変わらない。イタリアはまずカード目録や書誌を押さえておいて、その上でコンピュータ化を認めている。ところが日本はコンピュータ化についても図書館の効率化、便利さにだけ目が行き、その有用性は他人任せ、予算任せでありそこに図書館の主体性はない。カードよりコンピュータの方が正確迅速であるという神話を信奉するあまり、便利・効率が一番という程度の自覚でしかない。

全文を挙げないが第12条、13条はさらに目録の必要性を謳うとともに「資料の受け入れ」からラベルの貼り方など「受入番号は資料を傷つけたり消えないよう各写本や印刷物の本文末尾に記載する。書架番号は写本はできれば表紙の裏側に、印刷資料は標題紙の裏側に記載する。」「資料に付ける書架番号は読めるようにする。その書架番号は写本も印刷物も同じく本や小冊子のカバーの表紙の外側と内側、切り離した資料の上に図書館名の付いているラベルの上に記載する。」「美観的にも実際上の理由から、受入番号と書架番号に都合が良い場所がある場合にも資料等に直接記入しなければならない。」「稀観本や貴重本等特徴をもつ資料は全てカバーの内側に寄贈者の名前や寄贈日付の付いたラベルを貼らなければならない。」のように「装備」に至る細かい点にまで及ぶ規則を掲げる。

第14条から第22条までの条文も「管理」に関わるもので、そこには「資料登録」およびその書式などの規定、「統計」「図書館の年次および3年計画」が示されて図書館への規制が見られる。本稿ではそれらの紹介を省略する。

### 第23条 書架点検 (Revisioni)

第1項 書架目録を元に定期的に図書館資料の書架点検を行わなければならない。

第2項 前項で述べた手順による実行調査には書架点検を行ったスタッフが署名をしなければならない。

### 第24条 資料の移動 (Movimento dei documenti)

第1項 図書館はいずれもいかなる資料でも書棚から引き出したら、一定の明確な方法でその資料全てを正式な書式に明確に記載し代わりに置かなければならぬ。

第2項 前項記載の手順は紛失あるいは盗難資料についても行わなければならない。

第3項 前項に述べた行為の実行を守らない場合は重大な過失となる。

(第4項 省略)

第5項 閲覧に貸し出した資料は毎日その場所に元通りに置かなければならぬ。但し読者が返却し、はっきりと次の日に必要であると係員に明確に告げている場合はこの限りではない。

この2つの条文も管理が徹底していることを示すものである、第24条第1項は貸し出し中を示す「代本版」のことと思われる。現在日本の図書館ではほとんど行われない管理方法であるが貸出中でも資料の所在を示す方法である。しかし本の紛失状況を知る上ではきわめて効果のあるやり方ではないか。またここには利用者と図書館員の距離が近いことを感じさせる。管理規定は厳しいが、それはあくまでも資料保存が目的であり、それは利用者のためであることが明確である。日本の図書館法には管理規定がない代わり、資料管理は資料の亡失を防ぐことが目的であり、何のための管理かを忘れてはいる、解決策も講じない事後的管理である。

### 3) 図書館の開館 (Apertura)

「伊国法」の第3章には「開館と閉館」に関して次の条文がある。「日国法」では他の規定と同様に重要な図書館の理念、方向も示されていない。

### 第26条 内部規定 (Regolamento interno)

第1項 この総合規定が発効してからそれに準じて1年以内にいずれの国立公共図書館は固有の内部規定を用意し大臣の承認を受けなければならぬ。

第2項 前項の内部規定には年間行事表と開館時間表、大衆サービスの規則と図書館の正しい機能を確言する命令が含まれなければならない。

#### 第27条 年間行事と開館時間 (Calendario ed orario)

第1項 図書館の大衆への年間行事表と開館時間は他の市民機関と調整しなければならない。

第2項 前項に従って決まった年間行事と開館時間を文化環境庁に報告するとともに、情報機関を通じて文化環境省に周知しなければならない。

#### (第3項 省略)

第4項 サービス中断はいかなるものであれ、大衆に対し直ちに伝えなければならない。

#### 第28条 書架点検のための休館 (Chiusura per revisioni)

第1項 書架点検、配置整備、同様に予防、保存、修理を目的として図書館長は年間2週を越えない範囲で機関の利用者に休館を規定することができる。

第2項 休館期間中は時間を短くしても少なくとも情報サービスと貸出は保証しなければならない。

図書館は「開館」することが前提であり、休館の場合にも利用者への配慮を忘れていない。最低限のサービスを行うことを定めている。ところが日本では「蔵書点検」や「曝書」を目的の休館が行われているが、あくまでも図書館の都合である点、どこの図書館もやっているからという慣習的な休館が問題である。昨年から今年の春にかけてS県立図書館は「建物整備」を理由に半年も休館した。その間に利用者は「図書館利用」を閉め出された。「他館からの相互利用サービス」で資料を借りることができたが、これは隔靴搔痒であり利用者には不満である。

先年フィレンツェ市立図書館を訪ねたときに工事中で入り口やら足場が組まれた状況にあったが、通常の開館でサービスを行っていた。法律がしっかりと守られていたのである。ただ開館「時間」の長さで言えばイタリアのそれは日本に比べて概して「短い」し開館「日数」も少ない。前者は土曜日を半日、日曜日は終日「閉館」するのが一般的である、もっとも休日はスタッフも休養するという労働の問題であるが、一つにはキリスト教国では日曜日は「休息」の日であり、他の「機関」も一斉に事業を停止をするのであり、図書館を利用することないのである。現在は多少改善されているが、以前は昼休み(sesta)も閉館で、朝9時から13時、15時から18時の開館表示もあった。

#### 第29条 サービスの停止 (Interruzioni del servizio)

第1項 大衆サービスの中止あるいは縮小の必要が生じた場合には、前もって中央官庁の承認を得なければならない。

第2項 重大で緊急に必要な場合にだけ図書館長は自分の責任において図書館の休館を認めることができるが直ちに文化環境省に知らせなければならない。

第3項 サービス停止がいかなるものであれ、大衆には直ちに伝えなければならない。

サービスを停止する際に関係官庁への報告とともに第3項で「利用者」への連絡を規定している。当たり前といえば当たり前だが。

#### 第30条 開館と休館 (Apertura e chiusura)

第1項 図書館の開館と休館は監視の元に部屋や財産の安全を保障しなければならない。

第2項 それに関する条項は図書館の特徴や(図書館への)要求を鑑み、個々の内部規定の範囲内で定める。またその図書館はいかなる理由にせよ、通常のサービス時間外でもどんな場合でも効力を持つ。スタッフはできる限り交代で監視できるようように編成し、図書館の部屋への出入りを絶えず保証しなければならない。

第3項 ともかくも次の予防手段で監視しなけれ

ばならない。

- a) 図書館へのあらゆる出入りは安全装置で保証しなければならない。ことに貴重資料のある部屋の監視を。
- b) 図書館の開館と閉館は予め定めた順序に従って少なくとも二人の職員が一緒に行動しなければならない。
- c) 閉館前に職員は図書館のあらゆる部屋と施設を点検しなければならない。そして異常や危険な状況がないことを確認しその遂行は専用の報告書を作成する。

この条文も図書館の監視体制を確立する様子が窺える。確かにイタリアでは入館の際には「入館証」また初めての人には「パスポート」の提示、あるいは預かることを求められる。退出の時にそれが返却されるシステムである。日本では入退館の際のチェックはほとんどない、無防備である。監視しようにも上位機関からコンピュータの導入でスタッフを減ずる命令に図書館が甘んじて同意している。これでは前述の図書館資料の紛失問題が生じても解決策が見いだせない。ブックディテクションシステムなど機械に頼るばかりで、利用者心理にはいっこうに目を向けないのである。

## 6. 大衆サービス (Servizi al pubblico)

### 1) 閲覧 (Lettura)

前条までが図書館に対する行為規範であったが、ここからは利用者への義務規定が載っている。

第4章：大衆サービス：閲覧 (Servizi al pubblico : Lettura)

#### 第31条 入館条件 (Condizioni d'ammissione)

第1項 図書館入館年齢制限はそれぞれの機関の内部規定で定める。

第2項 同じ内部規定でいずれの図書館もその要求に従って、統計データ収集の目的も含めて、許可あるいは年間会員証などの入館カードによるか、など利用者の入館条項を規定する。

ここにおいて共和国大統領令1967. 9. 5 第1501号による旧国立公共図書館規則（以下「旧伊図法」と称する）の違いが認められる。

「旧伊図法」は第53条、54条で図書館に入館するためには次の規則に従わなければならない、として先ず「16歳に達していること」を条件としていたが、現行「伊図法」は各図書館の裁量（内部規定）に任せている。これは時代の要請であり「改正」と言えるだろう。日本で年齢制限のあるのは「国立国会図書館」だけで「第二十二条 おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として、国際子ども図書館を置く。」とあるように、国立国会図書館は「19歳以上」でなければ利用できない、子供は国際子ども図書館に行きなさい、といっている。そのあたりの条文形成の理由が明白ではない。日本の「図書館法」には年齢制限規定は全くない。しかも「入館の自由」を何故か「第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と無用とも思える条文を入れてまで年齢制限がないことを示す必要があったのかが疑問である。第二次大戦後の文化事情の中では、法の下の平等の名においても日本の法律の狙いが利用者を増やすことであったからである。そこに日本の図書館觀の異様さ異常性を感じる。誰でもが自由に入れると言うことは、利用する資料も様々な年齢の人に対応しなければならないことを意味する。しかし図書館予算が減額になる現況にあってなおも利用者数を一定に保つために選んだ方法が、高価な人文社会学関係資料よりも低価格でおお大衆を集めるために都合の良い漫画やベストセラーを購入することである。それによって勢い図書館資料は「低レベル」になり、質の低下を招いたのは当然である。息の短い低レベルの資料を購入しては短期間のうちに廃棄し、次のベストセラーで補う、それが現代日本の公共図書館の姿である。

それに引き替えイタリアの公共図書館は利用者の

年齢制限を上げることで資料構成を文化程度の高いものに保つことが出来るのである。

#### 第32条 入退室と館内の行動 (Accesso e comportamento)

第1項 図書館に入館する前に利用者はそれぞれの図書館で定められた内部規則に従って入り口で鞄、書類入れ、その他を預けなければならぬ。

第2項 利用者は公共の場の利用や内部規則で定めた規定を厳密に守らなければならない。

第3項 特に次のことは厳しく禁止されている

- a) いかなる方法でも図書館の財産を傷つけること
- b) 本や図書館資料に鉛筆であっても印を付けたり文字を書くこと
- c) どんな形であっても勉強や仕事を妨害すること
- d) そうした利用目的の場所でなくともたばこを吸うこと

#### 第33条 閲覧室および参考調査室 (Sale di lettura e consultazione)

第1項 国立公共図書館には読書や参考調査室の他に、できれば写本や稀覯本など専門資料を研究する部屋を設ける

第2項 その部屋には各図書館の規定で定めた条項によって入室できる。

第3項 その部屋は機械を利用することによってでも監視と利用者援助サービスを確保しなければならない。

「旧伊図法」では「中央入り口で警備員に、鞄、ブリーフケース、その他法で認められないモノを預けること」「明示された条項に従って空欄に記載し、出口で印鑑を押して戻された専用入館カード（17号様式）と同じ事務員に託すこと」「大学などの利用許可を得て、参考調査室の座席番号が認められる際には、学生が自分の本を持って入ることを制限する」「彼ら学生が入館するためには出口で貰うそのためのナンバープレートを預けなければならない。

それは指定された座席に対応しており、いずれにしろ2冊以上は持ち出せない。実際には1冊に相当する数の複写物も本1冊と同等に扱われる。」となっていたので現行1995年版「伊図法」は若干緩やかになっているようである。またイタリアの図書館はそのほとんどが「閲覧室」と「参考調査室」を別の部屋にしている。それは利用者の利用目的に応じるため、資料が異なるのである。つまりイタリアでは図書館も利用者も利用目的をしっかりと心得ているし、それなりに責任への自覚があるのである。

それに比して日本の図書館は大学図書館を除けば「フリーであり」せいぜい「児童室」と成人の閲覧室の区別、郷土資料室の名目によって一般の閲覧室を分けているが、部屋を分けるケースは少ない。当然のことながら入退館のチェックは極めて曖昧である。これでは図書館も利用者も目的が時間つぶしでも良いし責任を感じることもない。

#### 7. 「日図法」にあって「伊図法」にないもの

ここまで紹介では「伊図法」を見ながら「日図法」の条文と照らし合させている。そして見ての通りそのほとんどが「日図法」には見られない。このことからも両者の違いは明白である。そこでこの章だけ「日図法」にあって「伊図法」にないものを探つてみる。

第一に館長や司書の図書館スタッフに関する規定である。図書館を運営するに当たってその存在が重要であるのはもちろんだが、それは図書館にとっては資料や利用者に次いで二の次の問題である。ところが「日図法」は何よりも先に「館長」に関する規定が条文に載っている。特に「国立国会図書館法」は第1章「設立および目的」の3箇条に続いて第2章で「館長」を挙げなんと4条から5箇条にわたって館長の地位（国務大臣と同等の待遇）や権限が記載されている。これが「図書館法」ではその第4条と第5条で司書及び司書補の定義と資格について定める。またその資格を取るための講習の規定もあ

り、第6条では「司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。」「司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない。」

ここでの問題はせっかくの「資格」が受講資格である点であり、これが資格試験などで保証されることになれば権威あるものとしてその「地位」が確立するであろう。また残念なことはいつの間にか「館長は司書でなければいけない」の規定がなくなっている。その規定がある限り司書生え抜きの館長が生まれる可能性があったが、その条文が削除されてからは従前通り「行政」あるいは「教育」の中にある人材派遣の場となっている図書館が多くなっている。

第二は第18条にある（公立図書館の基準）「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対しても示すものとする。」この基準を満たさない限り  
〔文部科学省告示第132号〕（国庫補助を受けるための公立図書館の基準）に抵触するという。

これら条文が意味するところは図書館はいずれも「行政」側に規制された不自由な機関であるという点であろう。

拘束力を持たないと言う点で典型的なのが「学校図書館法」であろう。特に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌させるため、司書教諭をおかなければならぬ」とした第5条は先年の改訂まで「当分の間は置かないことができる」といった変な別項によって校長は義務を逃れていた、つまり執行しなくて良かったのである。これもようやく「平成15年4月1日」からは例外規定がなくなり司書教諭が「11学級以上の学校」に配備されることとなった。

いずれにせよ、拘束力の弱い「日図法」を解釈する限り図書館を文化と見る目は生まれないのである。

## 8. まとめ

「伊図法」の序論から大衆サービスの閲覧までを概論として紹介した。既に述べているが、少なくともここまで明白になったのはイタリアの図書館法はイタリアの文化と歴史を保存すること、そして新しい文化創造を目的としている。それに対し日本のそれはどこまでも「図書館側」の一方的な考えによる図書館を目指すものであり、その思想はシステムとしての図書館を模索しているだけである、つまり方向が全く見えない。従って法的拘束力、行為規範としての「法律」の役割を果たしていないから、図書館や利用者を規制することもできない。そのことから判断して図書館を文化として認めていないことが、市民に対して図書館の存在をますます不明確なものとしているとの結論を得た。

### 1) 比較することの意味

本稿はイタリアの図書館法の紹介が主たる目的であった。とはいえる單なる翻訳紹介では終わらないで、日本の各種図書館法との比較を試みた。図書館の法律を比較することは法律やその条文を比較することが図書館を理解することにつながると考えたからである。その思惑通り2つの国の図書館思想が見えてきた観がある。しかし比較することは条文の比較にとどまらない。図書館法の成り立ち、つまり歴史文化を視点に据えなければならないからである。それはイタリアと日本の文化の比較を意味するのであり、それは難しいのでなく意味のないことが分かった。

### 2) 次稿での扱い

次稿では各論として図書館サービスの基本である貸出などに関する「伊図法」と「日図法」の扱いをそれぞれ概観する。それが今後の日本の図書館法が日本の文化に即したものとなり、さらには文化創造の礎として改められるきっかけとしたい。また「伊

図法」の旧「伊圖法」との関係その歴史的流れを紹介する。

それぞれの法律の成立過程を調べることで誰のための図書館か、つまり図書館の本質を探る必要性もわかつてきた。

さらにはイタリアの図書館法をメインに日本やアメリカの図書館法を加えて総合的な比較を試みたい。

### 3) 謝 辞

本稿を書くに当たって本学生活学科浜田章作先生には、拙訳のイタリア憲法第87条条文を正確に解釈しているかを照合するために必要としたイタリア憲法の全文資料を提供いただいた。また同時に、法と大統領令など「政令」との違いについてのご指導を仰いたのでここに感謝を述べる。

### 参考文献

- 1) 宮道勉：シリーズ「図書館を遊ぶ」第3、4回 図書館人類学(前、後編)同上25巻1、2号、2000年
- 2) 例えは塩見昇：山口源治郎共編著：「図書館法と現代の図書館」(日本図書館協会、2001)にしても「図書館法自体については、1999年「改正」により国庫補助の要件としてこれまで一定の役割を果たしてきた館長の司書資格、最適基準が廃止され、図書館協議会委員の大綱化がなされた。さらに法の手直しにはならなかつたが、電子化情報サービスの拡大に関わって課金の是非と無料公開の原則が論議をよぶなど、図書館法をめぐる議論が活発に交わされた。図書館法50周年を直前にしたこの論議は、図書館法の理解と運用、さらなる研究の課題を迫るインパクトにもなった。」などと意味不明のことを書かざるを得ない状況にある。せいぜい「改正」と括弧を付けたことで「皮肉」を述べたつもりかもしれないが、進化する社会・文化の中で図書館法にとって重要な時期であることをいささかも述べていないことは怠慢の

そしりを免れない。

3) 例えは次の通りである。フィレンツェ国立中央図書館(BNCF=Biblioteca Nazionale Centrale di Firenze)は「伊圖法」に従って「機能」「開館時間」から「貸出」「複写」など10条の「内部規定」を設けているが、特に第2条の「開館時間」で「1995年7月5日の大統領令第417号第28条に従って、8月1日から15日までの間、目録の利用および貸出・情報サービスが出来るよう11時から13時まで開館する。」とある。第10条では利用者にこの「規定」に従う義務のあることを表明している。

4) Guerrera, Guerrieri: Nuove linee di bilioteconomia de bibliografia, Napoli, Guida editori, 1982. pp. 261-3.

5) 例えはカターニア大学経済学部図書館の内部規定の第5条は閲覧規定を「旧伊圖法」(1967年5月9日の省令DM=Decreto Ministeriale1501号)第53条第2項に従い、学生への貸出は同「旧伊圖法」の95条に従った条項を定めている。また別項で本への書き込みに対して違反者は「旧伊圖法」に従って一時的ではあるがすべての国立図書館の利用ができないことの罰則規定を設けている。

5) 萩田武夫、小田剛編：図書館法成立史資料(日本図書館教会、1968) pp. 19

6) 宮道勉：イタリアの図書館—トリノ国立兼大学図書館一、鳥取女子短期大学紀要第41号；1-14、2000

7) 阿部照哉・畠博行共編：世界の憲法集第2版、有信堂、1998. pp. 21

8) Cuturi, Maria Cecilia: Guida all'uso delle biblioteche, Roma, Editori Riuniti, 1985. pp. 15-22.

ここにある「重要文化財附属図書館」とは教会・修道院に附属するものである。とはいへ「国立公共図書館」は言うに及ばずイタリアの市や町の図書館(Biblioteca comunale)はほとんどがその町の古い建物の内部を改造し図書館として利用している。